

事 務 連 絡

令和3年4月6日

各務原市内の入所・入居系高齢者施設 管理者各位

各務原市健康福祉部介護保険課
健康管理課

入所・入居系高齢者施設向け

新型コロナワクチン施設**従事者**優先接種予定者リストの提出について（依頼）

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和3年3月26日付け事務連絡にて、入所者の接種券事前送付希望者リストの提出を依頼したところでございますが、今後、入所者と同時期に接種を希望する施設従事者についても、先行して接種券を発行するため、下記の要領に基づき、従事者優先接種予定者リストをご提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、ご不明点等がございましたら、下記担当者までご連絡いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 市へ提出いただく書類・様式

高齢者施設**従事者**優先接種予定者リスト（様式2）

2. 提出方法・提出期限

■提出方法：メールに様式を添付、またはFAXにてご提出ください。

（できる限りメールでの提出をお願いいたします。）

■提出先：メール：kaigo@city.kakamigahara.lg.jp

FAX：058-383-6365

■報告期限：令和3年4月23日（金）17：00

3. その他お送りする書類・様式

証明書（別紙）

4. 提出にあたっての留意事項

- ・入所者と同時期に接種を受けることを希望する従事者について、リストに記入してください。
- ・提出前に従事者の住民票所在地の住所を十分に確認してください。
- ・従事者が市外在住の場合も、施設内で接種が行えるよう、当市で接種券付き予診票を発行しますので、リストに加えてください。
- ・ワクチン接種は強制ではありません。本人の同意を得た場合のみリストに加えるようにしてください。
- ・施設従事者とは、高齢者施設において、利用者に直接接する機会のある職員です。
- ・高齢者施設に併設している居宅サービス事業所などの職員については、高齢者施設の入所者と直接接する機会のある職員であれば、例えば、委託の調理業務を行う職員や、事務員等であっても対象として含めることが可能です。雇用形態（非常勤等）は問いません。
- ・同一の者が複数の高齢者施設のリストに載らないよう、職員に対し、他の施設において接種を予定していないかを確認してください。（特に、医療従事者等の範囲に含まれる場合や、他施設との兼務の場合は注意が必要です。）
- ・高齢者と同時期に従事者への接種を実施するためには「施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、接種後の健康観察が可能であること」が必要であるため、普段からお付き合いのある医療機関に対し、施設内での従事者接種への実施の可否についてご確認の上、従事者への同時期接種希望について報告してください。

5. 今後の流れについて

※本文書4ページのフロー図「施設従事者接種までの流れ」もご参照ください。

【入所者と同時期に施設内で接種をする場合】

① 様式2のリストに従事者の名前を記入し、市に提出する（4月23日（金）まで）

- ・ワクチンの接種順位の特例として、一定の要件(※)を満たした場合、高齢者施設の入居者と同時期に、施設の従事者に優先して接種を行うことが可能。

※一定の要件：

- ・ワクチン流通量の単位から入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること。
- ・市及び高齢者施設の双方の体制が整うこと。
- ・施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも、入所者の接種後の健康観察が可能であること。

・ワクチン接種に必要な「接種券」や「予診票」については、一般の方より先に、施設内での接種を希望される従事者の皆様へ送付することになります。

・施設内での接種を希望される皆様へ先に接種券等を送付するために、施設の従事者の情報（住所、名前、生年月日等）を施設から市へ提供いただく必要があります。

② 市が発行する接種券付き予診票の配布（4月末～5月初めごろ）

・入所者と同時期に接種する施設従事者の接種券は、「様式 2」のリストに基づき接種券付き予診票を市から各施設に向けて送付しますので対象者に配布してください。

（事前に予診票への記入が必要です。）

・従事者が市外在住の場合も、当市から接種券付き予診票が発行されますので、配布してください。

【入所者と同時期に施設内で接種をしない場合】

① 従事者に対する証明書の発行（6月以降）

・入所者と同じタイミングで接種を行わない従事者については、高齢者施設が発行する、優先接種の対象である高齢者施設に従事していることの「証明書（別紙）」を持って、接種施設（医療機関）等で接種することになります。

・この場合は、一般の市民と同様に住民票所在地の接種場所で接種してください。

・施設は、従事者へ証明書の発行を行っていただくようお願いいたします。

以上

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係

兼 健康管理課新型コロナワクチン接種対策室（担当：荻）

電話 058-383-2067（直通）又は 058-389-7297（直通）

FAX 058-383-6365（代表）

Eメール kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp（代表）

施設従事者接種までの流れ

